

(別紙様式2)

## 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 福島県  
農業委員会名： 二本松市農業委員会

### I 農業委員会の状況(平成30年3月31日現在)

#### 1 農業の概要

単位:ha

	田	畑			計
		普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	3,130	2,750			5,880
経営耕地面積	2,392	1,739	602	108	4,131
遊休農地面積	14.7	3.0			17.7
農地台帳面積	3,912	6,132	6,076	56	10,044

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	4,244
自給的農家数	1,586
販売農家数	2,658
主業農家数	396
準主業農家数	817
副業的農家数	1,445

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	3,825
女性	1,996
40代以下	309

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	416
基本構想水準到達者	
認定新規就農者	12
農業参入法人	2
集落営農経営	14
特定農業団体	1
集落営農組織	13

※農業委員会調べ

#### 2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 3 0 年 7 月 3 1 日

	選挙委員		選任委員				合計	
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦		
農業委員数	28	27	1	1		4	6	33
認定農業者	—	12	1			1	2	14
女性	—					1	1	1
40代以下	—							

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 年 月 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数		
認定農業者	—	
認定農業者に準ずる者	—	
女性	—	
40代以下	—	
中立委員	—	

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員			

\*現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

## II 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1 現状及び課題

現 状 (平成29年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	6,020ha	1,838.4ha	30.5%
課 題	認定農業者の高齢化。 米価及び農作物価格の低下と原発事故による担い手の農業に対する意欲が減退。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

### 2 平成29年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
1,868.4ha	1,898.3ha	59.9ha	101.6%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

### 3 目標の達成に向けた活動

活動計画	貸借希望情報を随時農業委員に提供し、意欲ある担い手にマッチングを図る。 また、農地中間管理機構地域マネジャーと連携を図り、集積に結びつくよう活動を進める。
活動実績	農地を貸したいという相談者からの情報を農業委員、農地中間管理機構マネジャーと情報共有し、少しずつではあるが農地の利用集積に結びついている。

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

### 4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	適切な目標について検討する。
活動に対する評価	少しずつではあるが、農地の利用集積が進んでいることから、今後も取組を強化していく。

### Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

#### 1 現状及び課題

新規参入の状況	26年度新規参入者数	27年度新規参入者数	28年度新規参入者数
	1 経営体	4 経営体	3 経営体
	26年度新規参入者が取得した農地面積	27年度新規参入者が取得した農地面積	28年度新規参入者が取得した農地面積
	1.2 ha	2.8 ha	1.3 ha
課題	米価格や農産物価格の低下及び原発事故による放射性物質の拡散の影響等により、新規参入者は少ない状況である。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

#### 2 平成29年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②/①×100)
5 経営体	4 経営体	80.0%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④/③×100)
2 ha	3.8 ha	190.0%

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

#### 3 目標の達成に向けた活動

活動計画	農政課や各団体と連携し、新規参入のための情報をホームページや農業委員会の広報紙で紹介していく。
活動実績	2月 認定農業者との意見交換会で新規就農者の話を聴き、課題把握に努めた。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

#### 4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	概ね適切な目標である。
活動に対する評価	広報紙での紹介のほか、ホームページでの情報提供も必要と思われる。

## IV 遊休農地に関する措置に関する評価

### 1 現状及び課題

現 状 (平成29年3月現在)	管内の農地面積(A) 6,027.3ha	遊休農地面積(B) 10.6ha	割合(B/A×100) 0.18%
課 題	養蚕衰退により、耕作放棄地が多い現状である。 米価格や農作物価格の低下及び原発事故等による担い手の農業に対する意欲の衰退。		

- ※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入
- ※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

### 2 平成29年度の目標及び実績

解消目標① 3ha	解消実績② 2.6ha	達成状況(②/①×100) 86.7%
--------------	----------------	------------------------

- ※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入
- ※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

### 3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	農地の利用状況調査		33人	6月～10月
	調査方法	日頃の農業委員活動の中で対象地を把握する。		
農地の利用意向調査		調査実施時期:12月～1月 調査結果取りまとめ時期:2月		
その他の活動	遊休農地活用専門委員会を開催する。			
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数) 33人	調査実施時期 6月～11月	調査結果取りまとめ時期 12月
		調査実施時期 12月～1月	調査結果取りまとめ時期	2月
	農地の利用意向調査	第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条
		調査数: 99筆	調査数: 1筆	調査数: 0筆
		調査面積: 9.4ha	調査面積: 0.1ha	調査面積: 0ha
その他の活動				

### 4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	調査実施時期をもう少し早めに設定すること。
活動に対する評価	概ね目標に沿った活動ができた。

## V 違反転用への適正な対応

### 1 現状及び課題

現 状 (平成29年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	6,020ha	1.07 ha
課 題	土木業者の倒産等により事業が途中で止まってしまい、違反転用の状況が継続している。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

### 2 平成29年度実績

実 績①	増減(B-①)
1.07 ha	0 ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

### 3 活動計画・実績及び評価

活動計画	9月に違反転用防止パトロールを行うとともに、相談に来局した土地所有者について、違反転用が確認された際は随時指導を行う。
活動実績	10月に違反転用防止パトロールを実施。 土地所有者について、違反転用が確認された際は随時指導を行った。
活動に対する評価	概ね活動計画に沿った活動ができた。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等  
詳細かつ具体的に記入

## VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

### 1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 77件、うち許可 77件及び不許可 0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	事務局2名により現地調査、農業委員が担当ごとに現地調査。			
	是正措置	現時点で特に問題なし。			
総会等での審議	実施状況	事務局から申請内容及び不許可項目該当の有無を説明。農業委員から調査結果の報告をし、意見を求め審議。			
	是正措置	現時点で特に問題なし。			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	77件		
		不許可処分理由の詳細を説明した件数	0件		
	是正措置	特になし			
審議結果等の公表	実施状況	議事録で公表に代えている。			
	是正措置	特になし			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30日	処理期間(平均)	20日
	是正措置	特になし			

### 2 農地転用に関する事務 (意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 143件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	事務局は関係部署と合同で現地調査。農業委員は現地調査を行い、関係者から聴き取り調査。			
	是正措置	特になし			
総会等での審議	実施状況	事務局から申請内容及び不許可項目該当の有無を説明。農業委員から調査結果の報告をし、意見を求め審議。			
	是正措置	特になし			
審議結果等の公表	実施状況	議事録で公表に代えている。			
	是正措置	特になし			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 40日	処理期間(平均)	40日
	是正措置	特になし			

### 3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数		16 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数		5 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数		10 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数		5 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人		5 法人
	提出しなかった理由	提出のなかった法人は休業状態、あるいは提出についての認識が薄いことが考えられる。	
	対応方針	農地の利用や保有について指導する必要があるため、法人状況把握に努め、督促を強化する。	
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数		0 法人
	対応状況		

### 4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容	
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 348 件 公表時期 平成30年 3月 情報の提供方法：各戸配付及びHPに公表している。
	是正措置	特になし。
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 533 件 取りまとめ時期 平成30年 2月 情報の提供方法：公表していない
	是正措置	特になし。
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 10,616 ha
		データ更新：年2回住民データを更新。土地データは随時更新。農地の権利移動は随時入力している。
	公表：公表していない。	
是正措置	特になし。	

#### ※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

## VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	〈要望・意見〉 特になし  〈対処内容〉
農地法等によりその権限に属された事務	〈要望・意見〉 特になし  〈対処内容〉

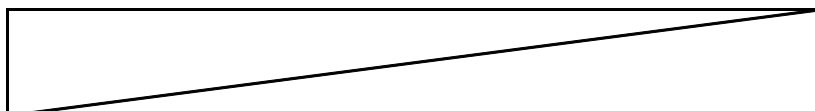
※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

## VIII 事務の実施状況の公表等

### 1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している



### 2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数

1 件

提出先及び提出した意見の概要	○提出先 二本松市長 ○意見の概要 ・人・農地プランを早期に作成し、担い手の確保、農地の最適化を推進すること。 ・農業の研修を行う常設の研修施設の設置や低予算で機械や資材を手に入れる方策を講じること。 ・農林業政策推進のための職員の専門性の確保や人員の充実をはかること。 ・水路整備について農業者の負担の少ない形で再整備をする制度を創設すること。 ・遊休農地であった水田の暗渠排水工事ため、補助制度を創設すること。 ・農畜産物・6次産業化産品を二本松ブランドに育てる施策を実施すること。 ・GAP取得に対する指導を行うこと及びGAP取得経費について補助を行うこと。 ・遊休農地等を活用し市民農園を開設すること。
----------------	--

### 3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

